

災害時における福祉避難所に関する協定書

和歌山県かつらぎ町

社会福祉法人 桃郷

災害時における福祉避難所に関する協定書

かつらぎ町（以下「甲」という。）と社会福祉法人 桃郷（以下「乙」という。）は、災害時における福祉避難所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、かつらぎ町内において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 2 条第 1 号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、乙の管理及び運営する施設の一部を福祉避難所として利用すること等、要配慮者支援の協力体制について必要な事項を定めることを目的とする。

（利用施設）

第2条 乙は、福祉避難所として利用できる施設の範囲を定めた上で、あらかじめ福祉避難所指定同意書を甲に提出する。

2 本協定に基づく福祉避難所へ受け入れる対象者は、一般の避難所での生活が困難な者とし、福祉避難所に受け入れる際は、原則として、対象者の保護者あるいは介護者等が同伴するものとする。

（開設の要請）

第3条 甲は、災害時において、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の開設を要請することができる。

2 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、他の方法で要請を行い、事後において速やかに文書を提出するものとする。

（施設の運営）

第4条 乙は、前条に基づく甲からの要請があった場合は、福祉避難所を開設し、福祉避難所が閉鎖されるまでの間、その運営にあたるものとする。

2 乙は、職員の参集状況及び施設の被災状況等により福祉避難所の開設が困難な場合は、その状況等を適宜、甲に報告するものとする。

3 甲は、福祉避難所が開設された場合、必要に応じて、当該福祉避難所に情報連絡員等を配置することができる。

- 4 甲と乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、災害時に支障をきたさないよう常に点検、改善に努めるものとする。

(備品等の貸与)

第5条 甲は、乙に対して避難者に必要な乙所有の備品等の貸与及び消耗品等の提供を要請することができる。提供できる貸与品については、甲乙協議の上、別に定めることとする。

- 2 乙は、避難者や避難者家族からの相談等、日常生活上の支援及び避難者が必要とする福祉サービスや保健医療サービスを受けるための援助については、甲乙協議の上、別に定めることとする。

(職員の派遣)

第6条 甲は、乙に対して被災者支援に必要な人員の派遣を要請することができる。

- 2 乙は、甲からの要請に対して可能な範囲で対応するものとする。

(対象者の搬送)

第7条 福祉避難所への対象者の搬送は、原則として、当該対象者の支援者又は保護者、介護者（以下「支援者等」という。）が行うものとする。ただし、支援者等による搬送が困難な場合は、甲が対象者の搬送を支援するものとする。

(物資の調達等)

第8条 甲は、福祉避難所の開設等に係る日常生活用品、食糧、資材等の必要な物資の調達に努めるものとする。

(開設期間等)

第9条 福祉避難所の開設期間は、原則として、甲からの要請に基づき開設した福祉避難所に対象者が受け入れられた時から事態が収束するまでの期間とする。

- 2 甲は、乙が早期に本来業務を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。
- 3 甲は、福祉避難所を閉鎖する必要がある場合は、乙に対して、福祉避難所の閉鎖を要請することができる。
- 4 甲は、前項の要請は、書面により行うものとする。
- 5 乙は、福祉避難所の閉鎖後、速やかに甲に対して福祉避難所の開設運営に係る実績の報告を行うものとする。

(経費の負担)

第10条 甲は、乙が行った福祉避難所の開設運営に要した経費については、災害救助法（昭和22年法律第118号）第13条第1項及び第30条並びに関係法令等に基づき、所要の実費を負担するものとする。

(守秘義務)

第11条 乙は、福祉避難所の開設等を行う場合において知り得た情報を甲以外の者に漏らしてはならない。

(連絡先)

第12条 甲及び乙は、互いに緊急連絡先を報告し、適宜、その内容を更新するものとする。

2 甲及び乙は、互いに連絡責任者を置き、甲にあっては福祉避難所所管課長の職にあたる者を、乙にあっては乙が指名するものを当該責任者とするものとする。

(訓練等)

第13条 甲及び乙は、防災訓練等の防災に係る事業を実施する場合には、相互に協力するよう努めなければならない。

(災害補償)

第14条 甲は、本協定に基づく業務に従事した者がそのために死亡あるいは負傷、疾病、障害となった場合は、かつらぎ町消防団員等公務災害補償条例（昭和41年条例第24号）に準じて、これを補償するものとする。ただし、当該協力業務に従事する者が他の法令により療養その他の給付又は補償を受けたときは、当該事故については、これらの給付額等の限度において補償の責めを免れるものとする。

2 甲は、本協定に係る業務を乙が遂行するに当たり、他人に損害を与えた場合（乙の故意又は重大な過失による場合を除く。）において必要があると認めるときは、乙に代わって、乙が負うべき損害賠償の責任の限度において賠償を行うことができる。

(協議)

第15条 この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲及び乙は、定期的に協議を行うものとする。

(変更及び廃止の届け出)

第16条 乙は、第2条第1項の規定に基づき、福祉避難所指定同意書を甲に提出している施設について、当該施設を廃止し、又は改築その他の理由により福祉避難所指定施設の現状に重要な変更を加えようとするときは、甲に対して届け出るものとする。

(雑則)

第17条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた場合は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲及び乙の記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 4 年 2 月 / 日

(甲) 和歌山県伊都郡かつらぎ町大字丁ノ町2160番地

かつらぎ町長 中阪 雅

印

(乙) 和歌山県紀の川市桃山町調月58番地の3

社会福祉法人 桃郷 理事長 船木 孝明

印